

秋田県都市計画提案制度手続要領

(趣旨)

第1条 この要領は、都市計画法（昭和43年法律第100号、以下「法」という。）第21条の2第1項及び第2項の規定に基づき、県が定める都市計画の決定又は変更の提案（以下「計画提案」という。）の手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(関係市町村との連携)

第2条 県は、計画提案についての事務を処理するに当たっては、常に関係市町村との連携を保ちながら手続を行うものとする。

(事前相談及び助言)

第3条 計画提案を行おうとする者（以下「提案者」という。）は、提案に先立ち、県に対し技術的な助言を求めるための相談を行うことができる。

2 県は、前項の相談があったときは、必要な助言をするものとする。

3 県は、必要があると認めるときは、提案しようとする都市計画の素案に係のある市町村に対し、情報を提供するとともに、当該素案に係る資料の提供その他の必要な協力を求めることがある。

(説明及び同意)

第4条 提案者は、提案に先立ち、土地の所有権又は建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権を有する者（以下「土地所有者等」という。）及び提案に係る都市計画の素案について利害関係を有する者に対して、当該都市計画の素案の内容を十分に説明するよう努めるものとする。

2 提案者は、法第21条の2第3項第2号に定める土地所有者等の同意を証明するため、次条第1項第4号に掲げる書類を作成するものとする。

(提出書類)

第5条 提案者は、次に掲げる書類を県に提出しなければならない。

一 提案書（様式第1号）

二 素案説明書（様式第2号）

三 位置図（縮尺は25,000分の1以上とする。）及び計画図（縮尺は2,500分の1以上とする。）

四 土地所有者等一覧表（兼）同意書（様式第3号）

五 提案に係る一団の土地のすべての登記事項証明書及び公図の写し

六 次の表の区分に従い、計画提案を行うことができる者であることを証する書類

提案者の区分	提出すべき書類
NPO法人、民法法人その他の非営利法人	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の登記事項証明書 ・定款又は寄附行為
まちづくりの推進に関し経験と知識を有する団体	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号。以下「省令」という。）第13条の3第1号イ又はロに定める事実を証する書類 ・役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。以下同じ。）のうちに、同条第2号イからハまでに該当する者がいないことを誓約する書面（様式第4号） ・市町村の交付する役員全員分の身分証明書 ・法人の登記事項証明書（法人の場合） ・定款、規約その他の団体の根本規則

2 提案者は、前項に定める書類のほか、第7条の審査に当たって必要な範囲内において、次に掲げる書類を提出するものとする。

- 一 土地所有者等及び関係住民への説明の経緯を表した書類（様式第5号）
- 二 周辺環境への影響についての検討調書（様式第6号）
- 三 その他必要と認められるもの

3 提案者は、省令第13条の4第2項の規定に基づき、事業を行う場合の事業着手時期等に関する書面（様式第7号）を、県に提出することができる。

（提案の受付け及び補正の指示）

第6条 県は、計画提案がされた場合において、前条第1項各号及び第2項各号に掲げる書類が添付されており、かつ、土地所有者等の3分の2以上の同意がある場合は、提案を受け付けるものとする。

2 県は、計画提案がされた場合において、前条第1項各号若しくは第2項各号に掲げる書類の一部が欠けているとき、又は土地所有者等の同意が3分の2未満であるときは、期限を定めて補正の指示をするものとする。ただし、補正の指示をしても前項の要件に適合しないことが明らかである場合は、この限りでない。

3 県は、提案者が前項の規定による補正の指示に従わないとき、若しくは補正をしても第1項の要件に適合しないことが明らかであるとき、又は補正後において未だ提案内容が同項の要件に適合しないときは、提案を受理しない

旨及びその理由を、提案者に通知するものとする。

- 4 第2項の規定による補正の指示を受けた提案者が、定められた期限までに補正を完了したときは、その時点で提案を受け付けるものとする。
- 5 県は、第1項又は前項の規定により提案の受け付けを行ったときは、提案を受理した旨を、提案者に通知するものとする。

(計画提案の審査)

- 第7条** 前条第1項又は第4項の規定により受け付けた提案については、法第13条その他の法令の規定に基づく都市計画に関する基準に適合していることに加え、次に掲げる基準に従い審査するものとする。
- 一 県及び関係市町村の定める上位計画に適合していること。
 - 二 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（法第6条の2第1項）及び市町村の都市計画に関する基本的な方針（法第18条の2第1項）に即していること。
 - 三 関連する都市計画や公共施設等の整備計画と整合性を有していること。
 - 四 提案に係る都市計画の必要性が明示されていること。
 - 五 事業の実施を伴う提案の場合は、事業に実現性があること。
 - 六 土地所有者等及び関係住民の理解を得ていること。
 - 七 周辺環境への影響に配慮していること。

(関係市町村の意見聴取)

- 第8条** 県は、前条の審査を行おうとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴取するものとする。

(事前通知及び意見書の提出)

- 第9条** 県は、次条又は第11条の規定による措置を採る前に、第7条の規定による審査の結果及びその理由並びに今後の処理方針を、文書で提案者に通知するものとする。
- 2 提案者は、前項の規定による通知に対して意見があるときは、当該通知で指定する期限（通知の日の翌日からおおむね2週間を経過する日とする。）までに、県に対して意見書を提出することができる。
 - 3 県は、前項の規定による意見書の提出があった場合は、法第21条の4又は法第21条の5第2項の規定により開催される都市計画審議会に、当該意見書を提出するものとする。

(計画提案を踏まえた都市計画の決定又は変更をする場合の措置)

- 第10条** 県は、第7条の審査をした結果、都市計画の決定又は変更をする必要があると認めるときは、法第21条の3の規定に基づき都市計画の案を作成し、及び、関係市町村に通知するものとする。
- 2 県は、前項の規定により作成された都市計画の案について都市計画決定を

したときは、提案者にその旨を通知するものとする。

(計画提案を踏まえた都市計画の決定又は変更をしない場合の措置)

第11条 県は、第7条の審査をした結果、都市計画の決定又は変更をする必要がないと認めるときは、法第21条の5第1項の規定に基づき、その旨及びその理由を提案者に通知するとともに、その旨を関係市町村に通知するものとする。

(提案した素案の取下げ)

第12条 提案者は、第10条第1項の規定により都市計画の案が作成されるまでの間、いつでも計画提案を取り下げることができる。

2 県は、必要があると認めるときは、前項の規定による取下げがあった場合でも、当該取下げに係る都市計画の案を作成することがある。

(提案書類の提出方法及び部数)

第13条 計画提案に係る書類は、所管する地域振興局を通じて2部提出するものとする。ただし、様式第3号、登記事項証明書及び身分証明書については、2部のうち1部は写しをもって足りる。

(補則)

第14条 法、省令及びこの要領に定めるもののほか、計画提案の手續に関し必要な事項は、建設部都市計画課長が別に定める。

附 則

この要領は、平成18年12月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年8月28日から施行する。